

電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の解説新旧対照表

改正	現行
<p>第199条の2【解説】 本条の2は、電気自動車等（プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を含む。）の充電、もしくは電気自動車等から住宅等へ電気の供給を行う場合の施設方法の規定である。電気自動車等の普及および、電気自動車等を一般家庭等の電源等として使用する状況を踏まえ、24解釈において条文を制定した。</p> <p><u>本条の2では、電気自動車等から一般用電気工作物へ電気の供給を行う場合の規定はあるが、電気自動車等から自家用電気工作物へ電気の供給を行う場合の規定はない。これは、必ずしも電気の知識を有していない者が設置者となる一般用電気工作物は、詳細の施設方法まで国が示すことが適切であるが、自家用電気工作物は、自主保安の原則のもと電気主任技術者の監督下で保安確保が図られるべきものであることから、詳細な施設方法について規定をしていないためである。よって、電気自動車等から自家用電気工作物への電気の供給を行うことを妨げているものではないが、本条の2の規定を参考に、電気主任技術者の監督下において安全に施設する必要がある（平成26年3月10日電力安全小委員会参照）。</u></p> <p>第1項は電気自動車等から住宅等に電気を供給する場合について規定している。 （以下略）</p>	<p>第199条の2【解説】 本条の2は、電気自動車等（プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を含む。）の充電、もしくは電気自動車等から住宅等へ電気の供給を行う場合の施設方法の規定である。電気自動車等の普及および、電気自動車等を一般家庭等の電源等として使用する状況を踏まえ、24解釈において条文を制定した。</p> <p>第1項は電気自動車等から住宅等に電気を供給する場合について規定している。 （以下略）</p>